

包括的保存管理計画の新旧対照表

新	旧
<p>第 1 章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等</p> <p>2. 計画策定・改定の経緯</p> <p>(2) 改定の経緯</p> <p>2013 年（平成 25 年）6 月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系（システム）を運営可能な状態にするよう勧告した。</p> <p>そのため、2013 年（平成 25 年）イコモス評価書（ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418）及び第 37 回世界遺産委員会決議（37.COM 8B.29）の内容等を踏まえ、2014 年（平成 26 年）12 月に富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016 年（平成 28 年）1 月に既存の計画の改定を行った（2016 年（平成 28 年）版）。</p> <p>また、2020 年（令和 2 年）3 月に、第 4 章の基本方針に基づき定めた資産の保存管理及び周辺環境の保全に係る諸事業を具体的に示した第 9 章の行動計画を中心に、既存の計画の改定を行った（2020 年（令和 2 年）版）。</p> <p>さらに、2021 年（令和 3 年）4 月に運用を開始した「世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル」（以下「遺産影響評</p>	<p>第 1 章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等</p> <p>2. 計画策定・改定の経緯</p> <p>(2) 改定の経緯</p> <p>2013 年（平成 25 年）6 月の世界遺産一覧表への記載に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系（システム）を運営可能な状態にするよう勧告した。</p> <p>そのため、2013 年（平成 25 年）イコモス評価書（ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418）及び第 37 回世界遺産委員会決議（37.COM 8B.29）の内容等を踏まえ、2014 年（平成 26 年）12 月に富士山世界文化遺産協議会が採択したヴィジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016 年（平成 28 年）1 月に既存の計画の改定を行った（2016 年（平成 28 年）版）。</p> <p>また、2020 年（令和 2 年）3 月に、第 4 章の基本方針に基づき定めた資産の保存管理及び周辺環境の保全に係る諸事業を具体的に示した第 9 章の行動計画を中心に、既存の計画の改定を行った（2020 年（令和 2 年）版）。</p>

価マニュアル」という。)による遺産影響評価の実施手法等を追加するための改定を行った。

以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。

3. 計画の構成・構造

本計画は、上記の10章から成る「本冊」を中心として、資産の保護の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の概要をまとめた「分冊1」及び資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準を示した「分冊2」、2013年(平成25年)のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)、第40回世界遺産委員会決議(40.COM 7B.39)及び第43回世界遺産委員会決議(43.COM 7B.66)を示した「分冊3」、「分冊3」に示された指摘等を踏まえつつ、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ヴィジョン・各種戦略」を示した「分冊4」、遺産影響評価の実施手法等を規定した「遺産影響評価マニュアル」を示した「分冊5」から成る。

第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産

図3 富士山の顕著な普遍的価値の模式図

別紙<新>のとおり

第9章 行動計画の策定・実施

2. 方法

(1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止

以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。

3. 計画の構成・構造

本計画は、上記の10章から成る「本冊」を中心として、資産の保護の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の概要をまとめた「分冊1」及び資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準を示した「分冊2」、2013年(平成25年)のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)、第40回世界遺産委員会決議(40.COM 7B.39)及び第43回世界遺産委員会決議(43.COM 7B.66)を示した「分冊3」、「分冊3」に示された指摘等を踏まえつつ、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ヴィジョン・各種戦略」を示した「分冊4」から成る。

第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産

図3 富士山の顕著な普遍的価値の模式図

別紙<旧>のとおり

第9章 行動計画の策定・実施

2. 方法

(1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止

ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応

1) 事業実施の方向性

(略)

2) 各実施事業の概要

ア) 市町村景観計画の支援

(略)

イ) 景観保全に関する条例の施行

(略)

ウ) 大規模太陽光発電設備等への対応

(略)

エ) 富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備

(略)

オ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化

(略)

カ) 遺産影響評価マニュアルの施行

○ 実施主体

富士山世界文化遺産協議会

○ 概要

富士山世界文化遺産協議会は、2021（令和 3）年 4 月から、構成資産内又は緩衝地帯を含む周辺環境において計画されている開発行為・イベント等並びに土地利用に関する法令等・規制の変更が、世界遺産の OUV に与える影響を事前に予測・評価する制度を施行している。OUV への影響評価を行うにあたっては、客観性を確保するため、富士山世界文化遺産学術委員会及び富士山世界文化遺産協議会作業部会に意見照会等を行う。

なお、規模及び影響が甚大になる恐れのある事業については、それより前

ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応

1) 事業実施の方向性

(略)

2) 各実施事業の概要

ア) 市町村景観計画の支援

(略)

イ) 景観保全に関する条例の施行

(略)

ウ) 大規模太陽光発電設備等への対応

(略)

エ) 富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備

(略)

オ) 富士山周辺地域の道路の無電柱化

(略)

の計画段階から行政等による遺産影響評価が必要となるが、この場合の手順等については、事業の内容、性質等に応じて、富士山世界文化遺産協議会会長が、富士山世界文化遺産学術委員会の助言を勘案した上で定めることとする。

○工程

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5) 以降
制度の制定・運用				→		

上記のほか、分冊を以下のとおり追加する。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 分冊1：資産の保護の根拠となる法律との緊密な関係の下に定められた個別計画の概要 分冊2：資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準の概要 分冊3：イコモス評価書及び第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29) 分冊4：世界文化遺産富士山ヴィジョン・各種戦略 分冊5：世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニユアル 	<ul style="list-style-type: none"> 分冊1：資産の保護の根拠となる法律との緊密な関係の下に定められた個別計画の概要 分冊2：資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準の概要 分冊3：イコモス評価書及び第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29) 分冊4：世界文化遺産富士山ヴィジョン・各種戦略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。